

令和7年度長崎県「ココロねっこ運動強調月間（11月）」実施要項

1 趣 旨

11月は、こども家庭庁が「秋のこどもまんなか月間」や「児童虐待防止推進月間」と定め、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運醸成や児童虐待問題へ意識向上を目的に、集中的に広報・啓発を行います。

長崎県においても、11月を「ココロねっこ運動」強化月間として位置づけ、こども・若者育成支援のための取組の推進や広報啓発活動などに、県全域で重点的・集中的に取り組むこととしています。本県のこども・若者が、夢と希望をもち健やかに成長できる環境づくりやその気運醸成のため、学校・家庭・地域社会・行政が一体となり、運動の一層の推進を図ります。

< 取り組むべき課題 >

(1) 重点項目

- ア 若者の社会的自立支援の促進
- イ こどもを犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- ウ 児童虐待の防止と対応
- エ 家庭の日の啓発推進

(2) その他

- 児童の権利に関する条約に係る広報啓発活動の推進

< 強調月間の重点実施事項 >

- (1) ココロねっこ運動推進に向けた広報啓発活動
- (2) 電子メディア環境改善等の各種行事等の開催
- (3) 顕彰等の実施

2 期 間 令和7年11月1日(土)～11月30日(日)までの1か月間

3 参 加 長崎県、長崎県教育委員会、長崎県警察、長崎県青少年育成県民会議、
市町、市町教育委員会、長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）関係機関等

4 実施内容（令和7年度事業）

(1) 県及び関係団体等が行うもの

市町、市町教育委員会、関係機関・団体、関係業界の協力を得て、次の事項を実施します。

① 広報啓発活動

- ポスター・チラシによる「ココロねっこ運動」の啓発（通年）
- ホームページ、広報誌等への掲載（通年）
- 新聞、TV、ラジオによる「ココロねっこ運動」及び「家庭の日」の啓発

② 各種行事等の開催

- 「ココロねっこ運動パレード」11月2日(日)ベルナード観光通り～浜町アーケード～鐵橋
- ココロねっこ運動「ふれあい広場」inイオン東長崎店 11月16日(日)

- 青少年保護育成条例に基づく立入調査及び社会環境実態調査（県内全域、11月中）
- 長崎県メディア安全指導員の派遣（全市町）
- 全県的「あいさつ、声かけ」運動の呼びかけ
- 「ココロねっこ運動」登録促進

（2）市町、学校、PTA等が行うもの（例）

① 広報啓発活動

- 「ココロねっこ運動」リーフレットの配布・幟旗の設置
- 保護者への情報提供（家庭の日、こどもの生活習慣づくり、電子メディア環境改善等）
- 児童虐待防止を呼びかける広報の実施
- 団体が連携して取組む補導活動やあいさつ・声かけ運動の推進
- ホームページ等を利用した広報啓発活動の実施

② 各種行事等の開催

- 「学校メディア宣言」の実施
- 地域一斉「あいさつ運動」の実施
- メディア利用、生活習慣の改善に係る研修会等の開催
- こども・若者育成支援に係る大会、シンポジウム等の開催
- 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施
- ボランティア活動や体験教室等、子供・若者の社会参加活動の実施
- 地域の書店やコンビニ、携帯電話販売店、インターネットカフェなどの実態調査等

③ 顕彰等の実施

- 社会貢献活動を行ったこども・若者やこども・若者育成支援に貢献し顕著な功績のあった個人・団体等に対する表彰
- 絵画、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰及び作品等の展示

秋のこどもまんなか月間